

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②移転先における用途 移転先12	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第24条各号で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第24条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先13	番号法第9条第1項 別表第一(第31項) 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第31項)	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先14	番号法第9条第1項 別表第一(第34項) 別表第一の主務省令第25条第1号、第2号及び3号 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第34項) 別表第一の主務省令第25条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②移転先における用途 移転先14	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第25条各号で定めるもの	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第25条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先15	番号法第9条第1項 別表第一(第35項) 別表第一の主務省令第26条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第35項) 別表第一の主務省令第26条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②移転先における用途 移転先15	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって別表第一の主務省令第35条各号で定めるもの	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって別表第一の主務省令第35条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先16	番号法第9条第1項 別表第一(第36項の2) 別表第一の主務省令第28条 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第36項の2) 別表第一の主務省令第28条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先17	番号法第9条第1項 別表第一(第37項) 別表第一の主務省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第37項) 別表第一の主務省令第29条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②移転先における用途 移転先17	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第一の主務省令第29条各号で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第一の主務省令第29条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先18	番号法第9条第1項 別表第一(第41項) 別表第一の主務省令第32条第1号及び第2号 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第41項) 別表第一の主務省令第32条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②移転先における用途 移転先18	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第32条各号で定めるもの	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって別表第一の主務省令第32条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先19	番号法第9条第1項 別表第一(第43項) 別表第一の主務省令第34条第1号及び第2号 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第43項) 別表第一の主務省令第34条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②移転先における用途 移転先19	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって別表第一の主務省令第34条各号で定めるもの	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって別表第一の主務省令第34条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先20	番号法第9条第1項 別表第一(第45項) 別表第一の主務省令第36条 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第45項) 別表第一の主務省令第36条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先21	番号法第9条第1項 別表第一(第46項) 別表第一の主務省令第37条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第46項) 別表第一の主務省令第37条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②移転先における用途 移転先21	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第一の主務省令第37条各号で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第一の主務省令第37条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先22	番号法第9条第1項 別表第一(第47項) 別表第一の主務省令第38条第1号、第2号、 及び第3号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条 例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第47項) 別表第一の主務省令第38条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②移転先における用途 移転先22	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による 障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は 国民年金法等の一部を改正する法律附則第 97条第1項の福祉手当の支給に関する事務で あって別表第一の主務省令第38条各号で定める もの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による 障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は 国民年金法等の一部を改正する法律附則第 97条第1項の福祉手当の支給に関する事務で あって別表第一の主務省令第38条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先23	番号法第9条第1項 別表第一(第49項) 別表第一の主務省令第40条第1号、第2号、 第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8 号、第9号及び第10号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条 例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第49項) 別表第一の主務省令第40条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②移転先における用途 移転先23	母子保健法(昭和40年法律第141号)による 保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の 届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、 低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療 の給付若しくは養育医療に要する費用の支給 又は費用の徴収に関する事務であって別表第一 の主務省令第40条各号で定めるもの	母子保健法(昭和40年法律第141号)による 保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の 届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、 低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療 の給付若しくは養育医療に要する費用の支給 又は費用の徴収に関する事務であって別表第一 の主務省令第40条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先24	番号法第9条第1項 別表第一(第56項) 別表第一の主務省令第44条第1号、第2号、 第3号、第4号、第5号及び第6号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条 例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第56項) 別表第一の主務省令第44条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②移転先における用途 移転先24	児童手当法による児童手当又は特例給付(同 法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下 同じ。)の支給に関する事務であって別表第一 の主務省令第44条各号で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特例給付(同 法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下 同じ。)の支給に関する事務であって別表第一 の主務省令第44条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先25	番号法第9条第1項 別表第一(第59項) 別表第一の主務省令第46条第1号、第2号、 第3号、第4号、第5号及び第6号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条 例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第59項) 別表第一の主務省令第46条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②移転先における用途 移転先25	高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に 関する事務であって別表第一の主務省令第46 条各号で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期 高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に 関する事務であって別表第一の主務省令第46 条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先26	番号法第9条第1項 別表第一(第63項) 別表第一の主務省令第48条第1号、第2号、 第3号、第4号、第5号及び第6号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条 例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第63項) 別表第一の主務省令第48条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②移転先における用途 移転先26	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律による支援給付又は 配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給 付等」という。)の支給に関する事務であって別 表第一の主務省令第63条各号で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永 住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律による支援給付又は 配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給 付等」という。)の支給に関する事務であって別 表第一の主務省令第63条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先27	番号法第9条第1項 別表第一(第64項) 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条 例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第64項)	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先28	番号法第9条第1項 別表第一(第68項) 別表第一の主務省令第50条第1項第1号、第 2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、 第8号、第9号、第10号及び第11号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条 例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第68項) 別表第一の主務省令第50条第1項	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ②移転先における用途 移転先28	介護保険法による保険給付の支給又は保険料 の徴収に関する事務であって別表第一の主務 省令第50条第1項各号で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給又は保険料 の徴収に関する事務であって別表第一の主務 省令第50条第1項で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)-5 ①法令上の根拠 移転先29	番号法第9条第1項 別表第一(第70項) 別表第一の主務省令第52条第1号、第2号、 第3号及び第4号 柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条 例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第70項) 別表第一の主務省令第52条	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更にと当たらないた め。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②移転先における用途 移転先29	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって別表第一の主務省令第52条各号で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって別表第一の主務省令第52条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先30	番号法第9条第1項 別表第一(第76項) 別表第一の主務省令第54条 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第76項) 別表第一の主務省令第54条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先31	番号法第9条第1項 別表第一(第84項) 別表第一の主務省令第60条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第84項) 別表第一の主務省令第60条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②移転先における用途 移転先31	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって別表第一の主務省令第60条各号で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって別表第一の主務省令第60条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先32	番号法第9条第1項 別表第一(第94項) 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第94項)	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先33	番号法第9条第1項 別表第一(第95項) 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第95項)	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先34	番号法第9条第1項 別表第一(第40項) 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第40項)	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 移転先35	番号法第9条第1項 別表第一(第48項) 柏市個人情報利用及び特定個人情報提供条例第3条第1項	住民基本台帳法第1条 番号法第9条第1項 別表第一(第48項)	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先23	番号法第19条第7号 別表第二(第42項) 別表第二の主務省令第25条第8号、第9号、第10号及び第11号	番号法第19条第7号 別表第二(第42項) 別表第二の主務省令第25条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先23	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第25条第8号、第9号、第10号及び第11号で定めるもの	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第25条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先25	番号法第19条第7号 別表第二(第53項) 別表第二の主務省令第27条第1号、第2号及び第3号	番号法第19条第7号 別表第二(第53項) 別表第二の主務省令第27条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先25	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第27条各号で定めるもの	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第27条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先26	番号法第19条第7号 別表第二(第54項) 別表第二の主務省令第28条第1号ホ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号	番号法第19条第7号 別表第二(第54項) 別表第二の主務省令第28条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先26	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって別表第二の主務省令第28条各号で定めるもの	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって別表第二の主務省令第28条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先27	番号法第19条第7号 別表第二(第57項) 別表第二の主務省令第31条第1号ホ、第2号ニ及び第5号ホ	番号法第19条第7号 別表第二(第57項) 別表第二の主務省令第31条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先27	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第31条第1号、第2号及び第5号で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第31条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先30	番号法第19条第7号 別表第二(第61項) 別表第二の主務省令第32条第1号ロ及び第2号ロ	番号法第19条第7号 別表第二(第61項) 別表第二の主務省令第32条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にとあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先30	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって別表第二の主務省令第32条第1号及び第2号で定めるもの	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって別表第二の主務省令第32条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先31	番号法第19条第7号 別表第二(第62項) 別表第二の主務省令第33条第4号	番号法第19条第7号 別表第二(第62項) 別表第二の主務省令第33条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先31	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第33条第4号で定めるもの	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第33条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先32	番号法第19条第7号 別表第二(第66項) 別表第二の主務省令第37条第1号口及び第2号	番号法第19条第7号 別表第二(第66項) 別表第二の主務省令第37条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先32	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第37条第1号及び第2号で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第37条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先33	番号法第19条第7号 別表第二(第67項) 別表第二の主務省令第38条第1号口	番号法第19条第7号 別表第二(第67項) 別表第二の主務省令第38条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先33	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第38条第1号で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第38条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先34	番号法第19条第7号 別表第二(第70項) 別表第二の主務省令第39条第3号	番号法第19条第7号 別表第二(第70項) 別表第二の主務省令第39条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先34	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第39条第3号で定めるもの	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第39条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先35	番号法第19条第7号 別表第二(第77項) 別表第二の主務省令第41条第1号及び第2号	番号法第19条第7号 別表第二(第77項) 別表第二の主務省令第41条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先35	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第41条各号で定めるもの	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第41条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先36	番号法第19条第7号 別表第二(第80項) 別表第二の主務省令第43条第1号口	番号法第19条第7号 別表第二(第80項) 別表第二の主務省令第43条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先36	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第43条第1号で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第43条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先41	番号法第19条第7号 別表第二(第94項) 別表第二の主務省令第47条第1項第2号ハ、第3号ハ、第4号ハ、第5号ハ、第6号ハ、第7号ハ、第10号ハ及び第11号ハ	番号法第19条第7号 別表第二(第94項) 別表第二の主務省令第47条第1項	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先41	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第47条第1項第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第10号及び第11号で定めるもの	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第47条第1項で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先44	番号法第19条第7号 別表第二(第102項) 別表第二の主務省令第50条第1号、第2号口、第3号口、第4号口及び第5号口	番号法第19条第7号 別表第二(第102項) 別表第二の主務省令第50条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先44	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第50条各号で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって別表第二の主務省令第50条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先45	番号法第19条第7号 別表第二(第103項) 別表第二の主務省令第51条第2号、第3号、第4号口、第5号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号	番号法第19条第7号 別表第二(第103項) 別表第二の主務省令第51条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先45	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第51条第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第51条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先47	番号法第19条第7号 別表第二(第106項) 別表第二の主務省令第53条第2号二、第3号二及び第4号イ	番号法第19条第7号 別表第二(第106項) 別表第二の主務省令第53条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先47	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって別表第二の主務省令第53条第2号、第3号及び第4号で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって別表第二の主務省令第53条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先48	番号法第19条第7号 別表第二(第108項) 別表第二の主務省令第55条第1号二、第2号ハ、第3号二及び第4号二	番号法第19条第7号 別表第二(第108項) 別表第二の主務省令第55条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先48	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって別表第二の主務省令第55条各号で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって別表第二の主務省令第55条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先51	番号法第19条第7号 別表第二(第113項) 別表第二の主務省令第58条第1号口及び第2号口	番号法第19条第7号 別表第二(第113項) 別表第二の主務省令第58条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先51	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第58条各号で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第58条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ①法令上の根拠 提供先52	番号法第19条第7号 別表第二(第114項) 別表第二の主務省令第59条第2号	番号法第19条第7号 別表第二(第114項) 別表第二の主務省令第59条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ②提供先における用途 提供先52	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第59条第2号で定めるもの	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって別表第二の主務省令第59条で定めるもの	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー4 委託事項1～2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※消除者を含む。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年2月10日	Ⅱ(1)ー5 ⑤提供情報の情報の対象となる 本院の範囲 提供先1～55	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※消除者を含む。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。
平成29年5月2日	Iー2 システム1 ③他のシステムとの接続 その他	在留カード等発行システム、住民票原本システム、バックアップシステム、中間サーバー、コンビニ交付システム	在留カード等発行システム、住民票原本システム、バックアップシステム、中間サーバー、コンビニ交付システム、進捗管理システム	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にと当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月2日	I-2 システム9 ②システムの機能	4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年5月2日	I-2 システム11 ①システムの名称	—	進捗管理システム	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年5月2日	I-2 システム11 ②システムの機能	—	1. 台帳照会機能 ・送付先情報、通知カード返戻・交付等情報、個人番号カード着荷・交付情報、個人番号カード交付はがき発送情報、個人番号カード交付予約・交付情報を世帯単位、個人単位で照会する。 2. 通知カード返戻管理機能 ・宛て所なし、保管期間超過、受取拒否で返戻された通知カードの返戻情報を登録する。 ・返戻された通知カードの交付、取扱、返還、廃棄、返戻等の進捗を登録する。 3. 個人番号カード管理機能 ・個人番号カードの着荷、交付前設定、個人番号カード交付はがき発送、個人番号カード交付はがき返戻の進捗を登録する。 ・個人番号カード交付予約のための予約番号、管理番号を登録する。 ・個人番号カード交付時の交付場所を登録する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年5月2日	I-2 システム11 ②システムの機能	—	4. 個人番号カード交付予約機能 ・個人番号カード交付はがき発送者の個人番号カード交付予約日、予約時間を登録する。 ・インターネット予約者をバッチ処理で登録する。 ・予約可能日、予約時間帯、予約時間帯ごとの間値を設定する。 5. 個人番号カード交付受付・交付機能 ・予約者または予約なし来庁者の交付受付日、受付時間を登録する。 ・個人番号カード交付済者の交付日を登録する。 6. 住民記録システムとの連携・参照機能 ・住民記録システムの世帯照会、個人照会から進捗管理システムの台帳照会に連携する。 ・台帳照会や進捗状況登録時に住民記録システムの最新情報を参照する。 ・住民記録システムで送付した送付先情報を参照する。 ・通知カード返戻者は、住民記録システム世帯照会時に注意喚起を促すメッセージを表示させる。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年5月2日	I-2 システム11 ③他のシステムとの接続	—	[○]既存住民記録システム	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年5月2日	(別添1)事務の内容	住民記録システムから中間サーバーへ⑩ 住民記録システムから共通宛名システムへ⑪ 住民記録システムから住民票原本システムへ⑫ 住民記録システムからバックアップシステムへ⑬ 住民記録システムからコンビニ交付システムへ⑭ 証明書自動交付システムとコンビニ交付システムから住民票出力・申請書照合を経て住民票交付	住民記録システムから中間サーバーへの⑩を削除 以下⑪を⑩に⑫を⑪に⑬を⑫に⑭を⑬に変更 証明書自動交付システムとコンビニ交付システムから直接住民票交付へ	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年5月2日	(別添1)事務の内容	—	⑭に進捗管理システムを追加	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月1日	I-5 法令上の根拠	・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成31年3月1日	I-6 ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	Iー7 ②所属長の役職名	市民課長 小貫省三	課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため。
平成31年3月1日	II(住民基本台帳ファイル)ー5 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第2項)、 別表第二の主務省令第2条	番号法第19条第7号 別表第二(第2項) 別表第二の主務省令第2条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため。
平成31年3月1日	II(住民基本台帳ファイル)ー5 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第3項)、 別表第二の主務省令第3条	番号法第19条第7号 別表第二(第3項) 別表第二の主務省令第3条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため。
平成31年3月1日	II(住民基本台帳ファイル)ー5 移転先1	保健所地域健康づくり課, 保健所保健予防課	保健所地域保健課, 保健所保健予防課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため。
平成31年3月1日	II(住民基本台帳ファイル)ー5 移転先4	保健所地域健康づくり課	保健所健康増進課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため。
平成31年3月1日	II(住民基本台帳ファイル)ー5 移転先7	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)による診察	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)による診察	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため。
平成31年3月1日	II(住民基本台帳ファイル)ー5 移転先10	都市部住宅課	都市部住宅政策課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため。
平成31年3月1日	II(住民基本台帳ファイル)ー5 移転先13	市民生活部保険年金課	市民生活部国民年金室	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため。
平成31年3月1日	II(住民基本台帳ファイル)ー5 移転先15	都市部住宅課	都市部住宅政策課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため。
平成31年3月1日	II(住民基本台帳ファイル)ー5 移転先23	保健所地域健康づくり課	保健所地域保健課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため。
平成31年3月1日	II(住民基本台帳ファイル)ー5 移転先25	[]庁内連携システム	[○]庁内連携システム	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらなため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先27	保健福祉部保健福祉総務課	保健福祉部社会福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先29	[]庁内連携システム	[○]庁内連携システム	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先30	保健所地域健康づくり課	保健所健康増進課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先31	[]庁内連携システム	[○]庁内連携システム	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先33	市民生活部保険年金課	市民生活部国民年金室	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先34	保健福祉部保健福祉総務課	保健福祉部社会福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－5 移転先35	保健福祉部保健福祉総務課	保健福祉部社会福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
平成31年3月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－6 ③消去方法	・保存期間を過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。	・保存期間を過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年12月21日	（別添1）事務の内容	進捗管理システム	⑭進捗管理システム（平成29年5月2日の変更箇所に記載はあったが別添1に抜けていた）	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年12月21日	Ⅱ－5移転先2	保健福祉部障害者相談支援室、こども部保育運営課	保健福祉部障害福祉課、こども部保育運営課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年12月21日	Ⅱ－5移転先6	保健福祉部障害者相談支援室	保健福祉部障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年12月21日	Ⅱ－5移転先14	保健福祉部障害者相談支援室	保健福祉部障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年12月21日	Ⅱ－5移転先31	保健福祉部障害者福祉課、障害者相談支援室	保健福祉部障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年12月21日	Ⅰ－2システム5③他のシステムとの接続	[○]その他（証明書自動交付システム）	[]その他（ ）	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年12月21日	Ⅰ－2システム4	証明書自動交付システム	システム4の「証明書自動交付システム」を削除し、システム5からシステム11までを繰り上げてシステム10までに変更	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年12月21日	（別添1）事務の内容	住民票の交付（窓口、申請書ダウンロード、郵便請求、自動交付機、コンビニエンスストア）【V】	住民票の交付（窓口、申請書ダウンロード、郵便請求、コンビニエンスストア）【V】	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年12月21日	（別添1）事務の内容	⑪住民票原本システム→証明書自動交付システム→住民票	⑪住民票原本システム	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。
令和1年12月21日	Ⅱ－1（本人確認情報ファイル）－2 ④記録される項目	[]その他住民票関係情報	[○]その他住民票関係情報	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更に当たらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月21日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【1】住民基本台帳ファイル 44. 旧氏	【1】住民基本台帳ファイル 44. 旧氏(検索用)に変更 162. 旧氏漢字、163. 旧氏カタカナを追加	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年12月21日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【2】本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ	【2. 本人確認情報ファイル】 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏漢字、38. 旧氏外字数、39. 旧氏ふりがな、40. 旧氏外字変更連番	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。